

新規評価箇所検討一覧表（整備系）

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費 (百万円)	完成 予定 年度	備考
					市町名	旧市町名	町・大字 等		位置 づけ	必要 性・ 効果	実 施 環 境				
1	農業用排水路	産業活性化	かんがい排水事業	多久導水路地区	小城市 多久市	小城市 多久市	小城町 北多久町 東多久町 南多久町	農業用水路 L=25.0km 農業用排水路L=3.4km 附帯工 一式	A	A	A		1,731	H31	
2	ほ場整備	産業活性化	経営体育成基盤整備事業	鍋島本村地区	佐賀市		鍋島	圃場整備 A=41.9ha	A	A	A		1,004	H32	
3	経営体育成	産業活性化	経営体育成基盤整備事業	浜東部地区	鹿島市		浜町	農業用排水路L=2.0km 深井戸 N=1箇所 農道 L=0.7km	A	A	A		294	H29	

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入 責任者	農地整備課	課 長	日浦 敬祐
			佐賀中部農林務事務所	所 長	平川 貴

事業区 分	産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	1,731百万円
		かんがい排水事業	多久導水路地区		
事業地			着工予定年度	完成予定年度	
小城市小城町、多久市東多久町・南多久町・北多久町			平成26年度	平成31年度	
事業目的			事業内容		
<p>本地区は、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業や施設園芸（いちご・アスパラガス等）が展開されているが、以下の状況により営農に支障をきたしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用水を小河川と地区上流部のため池に依存していることから、軽度の干ばつ時でも農業用水が不足している。 ・地区内のほ場整備事業等で整備した農業用排水路は、造成後30年以上が経過しており、一部で目地からの漏水及び側壁の破損が見受けられる。また、未整備の水路（土水路）は、泥土堆積や法面崩壊などにより、維持管理に多大な労力を要している。 <p>このため、本地域では農業用水の安定供給を目的とした「国営筑後川下流土地改良事業」で、嘉瀬川ダムから農業用水を送水するための幹線水路の整備が進められており、本事業により末端施設を整備し、農業用水の安定供給や営農労力の軽減を図ることにより担い手の育成や農地集積を図る。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水路工 パイプライン L = 15.8km 開水路 L = 9.2km ・農業用排水路工 開水路 L = 3.4km ・附帯工 一式 		
評価の視点	評価内容				評価
1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度県土づくり本部基本戦略（農業生産を支える生産基盤づくり）に位置付けられている。(10/10) ・県総合計画2011や多久市及び小城市の農業振興地域整備計画に事業内容が位置付けられている。(10/10) ・耕地利用率は185%となり、県平均値133%を上回る。(20/20) ・水稻の労働時間は18.3hr/10aとなり、県平均値25.0hr/10aを下回り、より効率的な農業が展開できる。(15/15) ・担い手への農地利用集積率は87%となり、県平均値49%を上回る。(20/20) ・野菜指定産地に指定されている「たまねぎ」の作付けが拡大される。(15/15) ・多久市、小城市水田農業推進協議会において、土地利用型作物の生産振興等について検討・協議が行われている。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>				A (100)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区の農業用水は小河川やため池に依存しているため、安定した用水確保ができず、また排水路の老朽化等により管理に多大な労力を要していることから、担い手の育成や地域農業の発展を図るためには、本事業の実施が必要である。(30/30) ・農業用排水路の全てが耐用年数以上となっているか、または、機能低下している。(10/10) ・国営筑後川下流土地改良事業と一体的な整備を行うことにより事業効果の早期発現が図られる。(10/10) ・費用対効果は1.05で1.0以上ある。(50/50) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>				A (100)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・小城市や多久市の同意並びに関係集落の集落同意が得られている。(15/15) ・小城市や多久市の負担について同意が得られている。(農家負担なし)(15/15) ・佐賀西部土地改良区の総代会において、事業推進に関する決議が得られて 				A (100)

	<p>いる。(10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理については、用排水路は小城市及び多久市、パイプラインは佐賀西部土地改良区が管理することで同意が得られている。(10/10) ・営農支援体制については、農協や普及センター等で構成する多久導水路地区水田営農推進検討会を設置し、営農推進を図ることとしている。(10/10) ・関係機関(文化財・河川・道路など)との協議において基本的事項は確認されている。(10/10) ・工法は、土地改良事業設計基準に基づいており、妥当である。(10/10) ・受益面積や農地集積などの採択基準の要件に適合している。(10/10) ・土地改良事業設計基準に基づき工法を決定し、佐賀県基準単価で事業費を適切に算出している。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	
--	--	--

評価	AAA	条件等
判断		特になし
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

自然環境保全

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報協議会を開催し、本地域の希少生物や事業実施に伴う環境配慮事項について調整を行う。 ・工事区域内に希少種など配慮すべき動植物を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、移植・保護に努める。

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

内 容
<p>施工に当たっては、施工機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭対策等の環境保全対策を講ずる。</p>

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

内 容
<p>工事に伴い発生する建設発生土は地区内で埋戻材として再利用することにより、コスト縮減に努め、資源の有効利用を図る。</p>

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

内 容
特になし

特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入 責任者	農地整備課	課 長	日 浦 敬 祐
			佐賀中部農林務事務所	所 長	平 川 貴

事 業 区 分	産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費	1,004百万円
		経営体育成基盤整備事業	鍋島本村地区		

事 業 地		着工予定年度	完成予定年度
佐賀市 鍋島町 大字鍋島・森田		平成26年度	平成32年度

事 業 目 的		事 業 内 容	
<p>本地区は市街地に接した農用地区域で水稻を中心に野菜作付などの農業が展開されている。</p> <p>しかし、農地は未整備であるため、狭小、不整形で排水条件も悪く湿田化が進み、裏作や転作等に支障を来している。また、用排水路や農道も整備されていないことから、安定した用水の確保や農産物輸送の効率化などが進まず、担い手の育成や農地の集積が図れない状況にあり、近年では耕作放棄地も増加しており、優良農地の確保や地域環境の悪化も課題となっている。このため、ほ場整備を実施し、農地の大区画化や用排水条件の改善などを行うことで優良農地を確保し、地域の特色を活かした農業の発展や地域環境の保全を図る。</p>		ほ場整備A = 41.9ha	

評価の視点	評 価 内 容	評 価
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度県土づくり本部基本戦略(農業生産を支える生産基盤づくり)に位置付けられている。(10/10) 佐賀県総合計画2011や佐賀市農業振興地域整備計画に事業内容が位置付けられている。(10/10) 耕地利用率は182%となる計画であり、県平均値133%を上回る見込みである。(20/20) 水稻の労働時間は13.9hr/10aとなり、県平均値25.0hr/10aを下回り、より効率的な農業が展開できる。(15/15) 担い手への農地利用集積率は85%となり、県平均値49%を上回る。(20/20) 野菜指定産地に指定されている玉葱の作付けが拡大される。(15/15) 地区の担い手や農業委員により、土地利用型作物の生産振興等について協議が行われている。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	A (100)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> 不整形で排水不良な農地や狭小な農道など生産条件が悪いことから、営農に多大な労力を要し、また担い手への農地集積も進まない状況にあり、担い手の育成や地域農業の発展を図るためには、本事業を実施することが必要である。(30/30) 土地改良事業等は実施されておらず、農地や農業用施設は未整備である。(10/10) 他の公共事業との連携なし(0/10) 費用対効果は1.50で1.0以上ある。(50/50) <p>上記評価の結果、評価点数は90/100となり、A評価となる。</p>	A (90)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀市や全ての受益者から事業に対する仮同意が得られている。(15/15) 佐賀市や農家負担について同意は得られており、所得償還率も0.08で0.4以下である。(15/15) 推進体制として、鍋島本村土地改良区設立準備委員会が設立されている。(10/10) 施設の維持管理については、農道は佐賀市、用排水路やパイプライン等は設立予定の鍋島本村土地改良区が管理することで佐賀市や農家の同意が 	A (100)

	<p>得られている。(10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農支援体制については、農協や普及センター等による支援体制が整っている。(10/10) ・関係機関(文化財・河川・道路など)との事前調整は終えている。(10/10) ・工法は、土地改良事業設計基準に基づいており、妥当である。(10/10) ・受益面積や農地集積などの採択基準の要件に適合している。(10/10) ・土地改良事業設計基準に基づき工法を決定し、佐賀県基準単価で事業費を適切に算出している。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	
--	---	--

評 価	A A A	条 件 等
判 断	優先的に事業を実施	特になし

定性評価調書

自然環境保全

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報協議会を開催し、本地域の希少生物や事業実施に伴う環境配慮事項について調整を行っている。 ・水路内に小型淡水魚が生息できるエリアを設けるなど環境に配慮した工法となっている。また、工事期間中に希少種など配慮すべき動植物を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、移植・保護に努める。 ・水路上部を土羽構造とすることで、景観や環境に配慮した工法となっている。

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

内 容
<p>施工に当たっては、施工機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭対策等の環境保全対策を講ずる。</p>

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

内 容
<p>建設残土が発生しない基盤切盛計画を行い、仮設道路の盛土材は地区内整備で流用することでコスト縮減を図る。</p>

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

内 容
特になし

特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

本部署名	県土づくり本部	記入責任者	農地整備課	課長	日浦 敬祐
			鹿島農林事務所	所長	泉 秀樹

事業区分	産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	294百万円
		経営体育成基盤整備事業	浜東部地区		

事業地			着工予定年度	完成予定年度
鹿島市 浜町			平成26年度	平成29年度

事業目的	事業内容
<p>本地区は、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業と併せてタマネギ等の畑作物の生産も盛んに行われているが、整備後20年以上が経過し、以下の状況により営農に支障をきたしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土水路である農業用排水路は法面崩壊の進行により用水・排水機能が低下している。 ・既存の深井戸が土砂の堆積等により機能喪失し、農業用水の確保に苦慮している。 ・農道は砂利道であるため、陥没・わだちにより、トマトやいちご等の荷痛みによる品質低下を引き起こしている。 ・農業用施設の維持管理・補修に多大な労力を要している。 <p>このため、本事業により農業用排水路、深井戸及び農道の整備を実施し、農業用水の安定確保並びに、施設機能向上による営農労力の軽減を図ることで、農地集積や担い手の育成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水路 L = 2.0 km、 ・深井戸 N = 1 箇所 ・農道工 L = 0.7 km

評価の視点	評価内容	評価
(1)位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度県土づくり本部基本戦略(農業生産を支える生産基盤づくり)に位置付けられている。(10/10) ・県総合計画2011や鹿島市の農業振興地域整備計画に事業内容が位置付けられている。(10/10) ・耕地利用率は173%となり、県平均値133%を上回る。(20/20) ・水稻の労働時間は20.6hr/10aとなり、県平均値25.0hr/10aを下回りより効率的な農業が展開できる。(15/15) ・担い手への農地利用集積率は64%となり、県平均値49%を上回る。(20/20) ・野菜指定産地に指定されている「玉葱」の作付がなされている。(15/15) ・浜東部営農部会において、土地利用型作物の生産振興等について協議が行われている。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	A (100)
(2)必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設が老朽化し生産条件が悪く、担い手の育成や地域農業の発展を図るためには、本事業の実施が必要である。(30/30) ・土地改良事業等は実施されているが、農業用施設は耐用年数以上となっている。(10/10) ・一級河川浜川改修計画(取水堰の改修)と同時期に整備を行う。(10/10) ・費用対効果は1.24で1.0以上ある。(50/50) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	A (100)

(3)実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市や受益者から事業に対する仮同意が得られている。(15/15) ・鹿島市や農家から負担について同意は得られており、所得償還率も 0.04 で 0.4 以下である。(15/15) ・推進体制として、浜東部事業推進委員会が設立されている。(10/10) ・施設の維持管理については、農道は鹿島市、用排水路等は鹿島市土地改良区が管理することで同意が得られている。(10/10) ・営農支援体制については、農協や普及センター等による支援体制が整っている。(10/10) ・関係機関(文化財・道路など)との事前調整は終えている。(10/10) ・工法は、土地改良事業設計基準に基づいており、妥当である。(10/10) ・受益面積や農地集積など採択基準の要件に適合している。(10/10) ・土地改良事業設計基準に基づき工法を決定し、佐賀県基準単価で事業費を適切に算出している。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は 100/100 となり、A 評価となる。</p>	A (100)
---------	---	------------

評価	AAA	条件等
判断	優先的に事業を実施	

定性評価調書

自然環境保全

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報協議会を開催し、本地域の希少生物や事業実施に伴う環境配慮事項について調整を行っている。 ・工事区域内に希少動植物等を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、他の水路に移設するなど保護に努める。

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

内 容
<p>施工に当たっては、施工機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭対策等の環境保全対策を講ずる。</p>

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

内 容
<p>農道舗装については、再生材を利用しコスト縮減に努め、資源の有効利用を図る。</p>

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

内 容
<p>特になし</p>

特に記述することがあれば記載。